上郡町立中学校部活動の地域展開に関する推進計画

令和8(2026)年 11 月

上郡町教育委員会

目次

はじめに

Ⅰ　推進計画策定の背景
　１　国の動向
　２　本町の中学校部活動を取り巻く現状
　３　部活動改革の必要性

Ⅱ　推進計画の基本的な考え方
　１　趣旨設定
　２　位置づけ
　３　実施期間・取組
　４　めざす姿

Ⅲ　学校部活動の地域移行（地域展開）の全体像
　１　地域展開における推進整備
　２　学校部活動の地域展開のイメージ

Ⅳ　学校部活動の地域移行（地域展開）に向けた自治体と学校の役割
　１　自治体の役割
　２　学校の役割

Ⅴ　学校部活動の地域展開に向けた主な課題と解決に向けた取組
　１　実施主体・運営主体
　２　地域クラブ活動の認定
　３　指導者
　４　活動場所
　５　受益者負担

おわりに

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、教職員である各部活動顧問の指導のもと、学校教育の一環として行われ、スポーツ・文化芸術の振興と発展を担ってきました。また、自主的・自発的な活動を通じた生徒の社会性の育成など、心身の健全育成のために大きな役割も果たしてきました。

さらに、教職員にとっても、教室とは異なる環境での交流・触れ合いを通じた生徒との信頼関係の構築など、教職員自身の大切な学びの機会となり、指導力の向上にも寄与しています。

そのような部活動の意義をふまえつつ、より望ましい部活動の在り方を示すため、兵庫県では運動部活動の運営指針となる「いきいき運動部活動（4訂版）」（平成30年9月）を、そして「文化部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月）を策定しました。

しかし、昨今の急速な少子化による部員数の減少や教職員数の減少などにより、現在の形での部活動を運営することが難しくなってきています。また、専門性や意思に関わらず教職員が顧問を務めるこれまでの指導体制の継続が長時間勤務の要因の一つとなるなど、「学校の働き方改革」と逆行する勤務を余儀なくされていると捉えられている側面もあります。そのため、中学校の部活動の維持については、持続可能な活動環境を整備する必要があります。

国は、学校と地域の連携により新たな地域クラブ活動の整備をするため、有識者による検討会議の提言を公表したり、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）を策定したりしました。その中で、令和5年度からの3年間を改革推進期間と位置付け、部活動を「学校単位」から「地域単位」の取組とすることをめざしました。

兵庫県においても、令和6年度から「中学校部活動改革推進プロジェクト」を立ち上げ、有識者による部活動地域移行推進委員会や部活動地域移行推進協議会を設置し、各市町組合の実情に応じた地域クラブ活動への移行の在り方について検討を重ねています。上郡町においても、まず地域連携として、部活動指導員を拡充し、地域と協力しながら、子どものみならず地域の誰もがスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことのできる環境づくりをめざしております。

今後は、地域クラブとして活動する競技・種目等を拡充し、部活動の地域展開を推進していきます。

Ⅰ　推進計画策定の背景

1　国の動向

学校部活動については、これまで文部科学省において、平成25年に「運動部活動での指導のガイドライン」の策定、平成29年に部活動指導員制度の導入、平成30年に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を行いました。

さらに、令和2年に、学校の働き方改革をふまえた部活動改革として休日の部活動の段階的な地域移行を図る方針が示されるなど、部活動改革の段階的な取組が進められています。また、令和4年には、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言と文化部活動の地域移行に関する検討会議提言が取りまとめられ、同年12月にはスポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。その中で、令和5年度～令和7年度の3年間を中学校部活動の休日の活動について、地域移行に係る「改革推進期間」と位置づけ、学校部活動の地域連携及び地域クラブへの移行に向けた取組方針や対応に関する国の考え方が示されました。その後、令和8年度～令和10年度の3年間を「改革実行期間（前期）」、令和11年度～令和13年度までの3年間を「改革実行期間（後期）」として位置づけ、改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現をめざす（前期の間に確実に休日の地域展開等に着手）という考え方が示されました。

2　本町の中学校部活動を取り巻く現状

(1)部活動における少子化の影響

本町の中学校生徒数は、平成25年度443人から令和6年度293人となり（減少率33．9%）、急激な少子化が進んでいます。さらに令和11年度の生徒数は227人となることが予測されており（平成25年度比減少率48．8%）、15年あまりで半減することが見込まれます。また、今後も生徒数は減少することが予想されます。

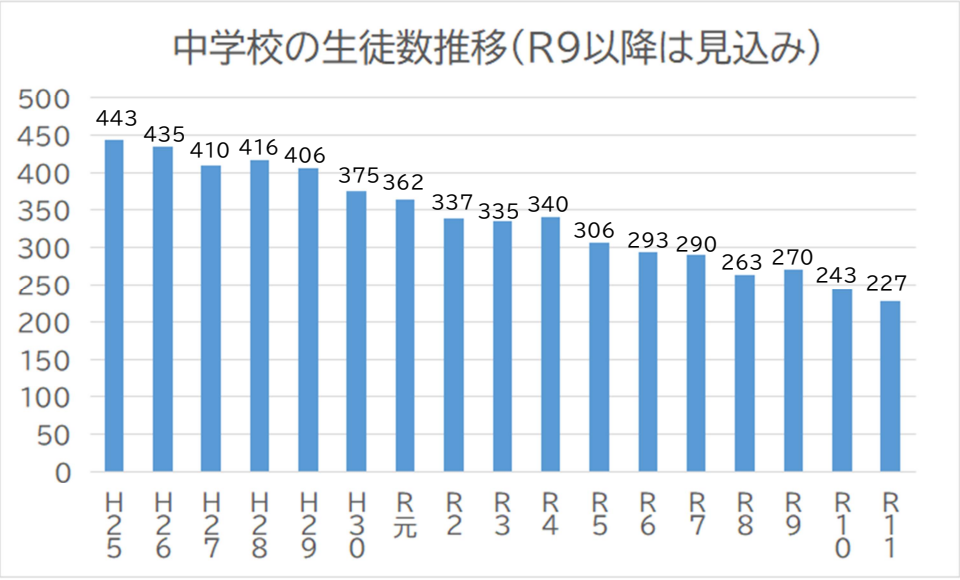


図1　上郡町における中学校の生徒数推移（R9以降は見込み）

近年の少子化の影響により、特に団体競技において学校単位での単独のチーム編成が困難となり、合同チームでの参加となる部活動もあります。合同チームは、部員数の少ない学校に対する中学校体育連盟の救済措置ですが、普段から合同チームとして練習をすることが難しいこと等が課題となっています。文化部活動では吹奏楽の部員も減少しており、小編成の活動が主となることや、指導体制等が課題となっている自治体も増加しています。

加えて、学校外、町外の地域クラブ・団体等に所属する生徒も増加するなど、子どもたちを取り巻く環境の変化やニーズの多様化が見られ、従来の枠組による学校部活動としての生徒の選択肢が減少する傾向にあります。

部活名	3年		2年		1年		男子計	女子計	合計
	男子	女子	男子	女子	男子	女子			
野　球	3	1	6	0	4	0	13	1	14
サッカー	6	2	11	0	5	0	22	2	24
ソフトテニス(男子)	8		8		12		28	0	28
ソフトテニス(女子)		3		6		7	0	16	16
バスケット(男子)	2		0		0		2	0	2
バスケット(女子)		1		1		0	0	2	2
陸上競技	5	5	0	0	10	9	15	14	29
柔　道	5	1	1	0	1	1	7	2	9
剣　道	7	5	5	5	0	0	12	10	22
吹 奏 楽	2	11	5	12	2	10	9	33	42
科　学	4	0	3	0	3	0	10	0	10
美　術	0	7	0	12	2	7	2	26	28
学年別人数	42	36	39	36	39	34	120	106	226
	78		75		73				
入 部 率	83.1%								

表1　令和8年度　上郡中学校部活動在籍人数

(２)教員の負担

少子高齢化や情報化の急速な進展など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、ICT教育への対応、いじめ・不登校への対応など、国が掲げる「令和の日本型学校教育」（令和3年1月中教審答申）の構築に向け、教職員が取り組まなければならない課題もますます多様化・複雑化しており、教職員の厳しい勤務実態が社会問題化しています。その上で中学校の教職員については部活動指導の業務が加わるこ

とで、日々の超過勤務が常態化している実情があります。また、自身の専門外の部活動を指導する教員にとっては、指導方法の研究に時間を要したり、慣れない指導を行うことへの精神的負担も加わったりするなど、多忙感にもつながっています。

上郡町においても中学校の部活動が盛んに行われている一方で、中学校の教職員が担う役割は年々増しており、これまで教職員の熱い思いにより支えられてきた部活動ですが、熱意だけでは継続が難しい状況にあります。

3 部活動改革の必要性

今日、少子化の進行による学校単位での部活動の存続に関する困難さが急速に深刻化していることに加え、教職員の「働き方改革」を早急に推進していく必要性が浮彫りとなっていることを背景に、学校部活動は持続可能性の危機に直面しており、国においても改革に向けた方針の検討が図られている状況にあります。

本町においても、「学校と地域」の連携による体制の整備が急務とされているものの、これまで学校部活動の存在が「当たり前」であったことや、地域の実情に応じた丁寧な対応が必要であることなどから、改革の手順や方法については、合意形成を図るプロセスが重要となります。

以上のことから、多岐にわたる論点を整理しながら、段階的・計画的に部活動改革を進めていく必要があると考えています。

【これまでの部活動の意義】

〇生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を学校が保証
〇生徒の自主的・自発的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感の育成
〇生徒同士や生徒と教職員等の好ましい人間関係の構築、社会性の育成

【これからの部活動の課題】

〇少子化の進行による学校の小規模化が進み、従来同様の学校単位による部活動経営が困難
〇教職員だけが指導に関わるこれまでの指導体制では、継続が困難
〇生徒のニーズに合わせた活動の場づくりが必要



【考え方の方向性】

〇少子化が進む中でも、「将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保」するため、「学校と地域」が連携し、地域のスポーツ・文化資源を最大限に活用しながら、生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動の実現

をめざす。

Ⅱ 推進計画の基本的な考え方

1 策定趣旨

子どもたちが、スポーツ・文化芸術活動に継続して活動できる環境づくりをめざし、学校と地域社会の連携のもと、学校部活動の地域展開に向けた総合的な取組等を進めるために本推進計画を策定します。

2 位置づけ

本推進計画は、スポーツ庁及び文化庁による「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月）やスポーツ庁による「スポーツ団体ガバナンスコード」（令和5年11月改定）を参考に、スポーツや文化芸術活動を通した生徒の健全育成という観点から、中学校を対象とする学校部活動の地域展開を進めるための計画として位置づけるものです。

3 実施期間・取組

国は、改革実行期間として定めた令和8年度から令和13年度中に地域展開を進め、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現をめざすことを目標としています。本町においては、学校、各競技・種目等での合意形成や条件整備等に時間を要することが考えられるため、生徒のよりよいスポーツ・文化芸術環境を整備するために、可能な事柄から早期に取組を進めることとし、まず休日の部活動から段階的に地域展開していくことを基本とします。（令和8年度の夏以降、学校部活動を完全に廃止する自治体もあり、大会やコンクール等の実施も不透明であるため、休日の指導者の確保が困難な競技・種目等に関しては、休日の活動の縮小も含めて、検討を進めます。）

また、平日においては、地域の実情に応じた新たな仕組みづくりを行っていくことにより、令和11年度から地域に展開することを視野に入れ、本町の子どもたちにとってよりよい形での部活動の地域展開の姿を検討していきます。

4 めざす姿

地域展開を進めていくに当たっては、将来にわたり本町の子どもたちにスポーツ・文化芸術活動の機会を確保しつつ、子どもたちを含めた地域住民がスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、地域の環境整備を充実させていくことが大切です。

そのためには、部活動の地域展開は、単に学校から部活動を切り離すということだけでなく、地域全体でスポーツ・文化芸術活動に親しめる社会の実現をめざし、地域の活動環境整備や機運の醸成を図ることが重要になると考えます。

Ⅲ　学校部活動の地域展開の全体像

1　地域展開における推進整備

子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむための新たな環境整備に当たっては、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の多くの関係者が連携し、段階的・計画的に取り組んでいく必要があります。そのために、スポーツ・文化芸術団体等の地域団体の中から学校部活動への派遣指導者や合同チーム、各種教室・講座等を実施する部活動の地域連携団体など、地域と連携・協働し、実施主体となる人材の確保に努めていきます。また、すべての関係者（学校・保護者・行政・競技団体・関係団体等）で構成する協議会を設置し、運営状況や課題への対応、事業の進捗状況等を協議・共有します。

2　学校部活動の地域展開のイメージ

上郡町で体制づくりを進めていくに当たっては、関係者の合意形成や条件整備等において様々な課題が出てくることが予想されます。そのため、その課題を一つ一つ解消しながら、上郡町の実態に合った地域展開を目指していく必要があります。そのためには、生徒・保護者・指導者（地域）のニーズに合った新たな仕組みづくりが必要であります。そこで、令和7年度に実施した休日の地域展開実証事業及び部活動指導員による地域連携から得られた成果や課題をもとに、令和8年度は上郡町における部活動地域展開の新たな仕組みづくりに着手し、少しずつ地域展開に向けた体制整備を進め、令和9年8月より平日を含めた地域展開のモデル事業及び実施可能な部活動から休日の地域展開を行います。

さらに体制整備を進め、令和11年度からは、平日の活動においても地域展開を実施していきます。

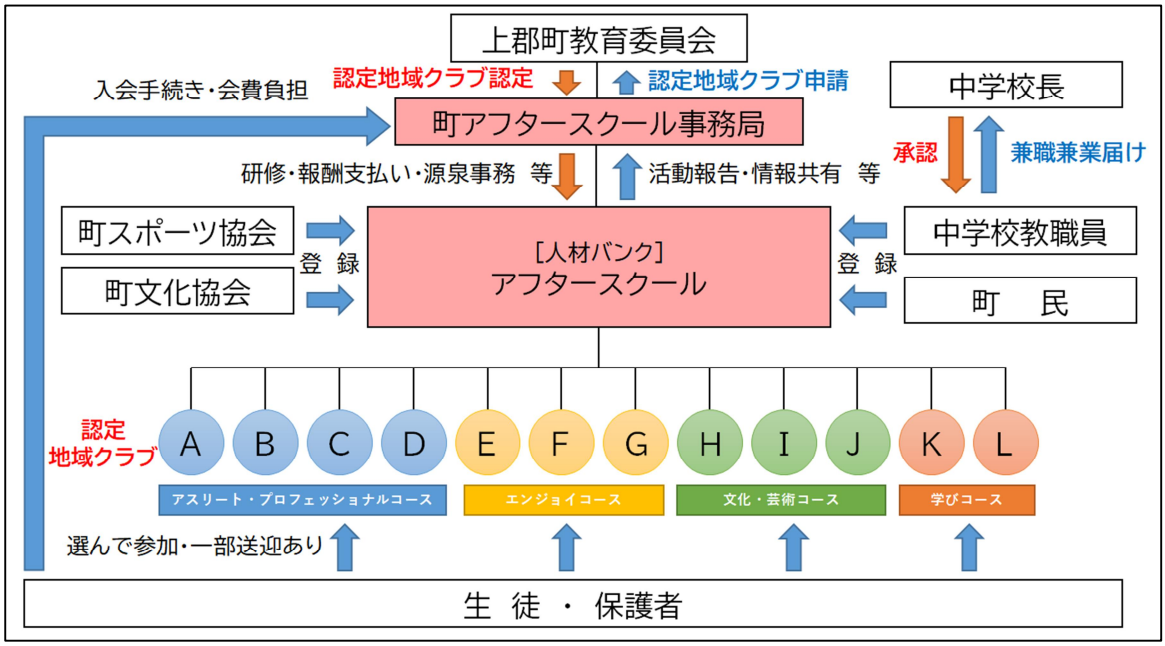


図2　地域展開に向けた体制整備

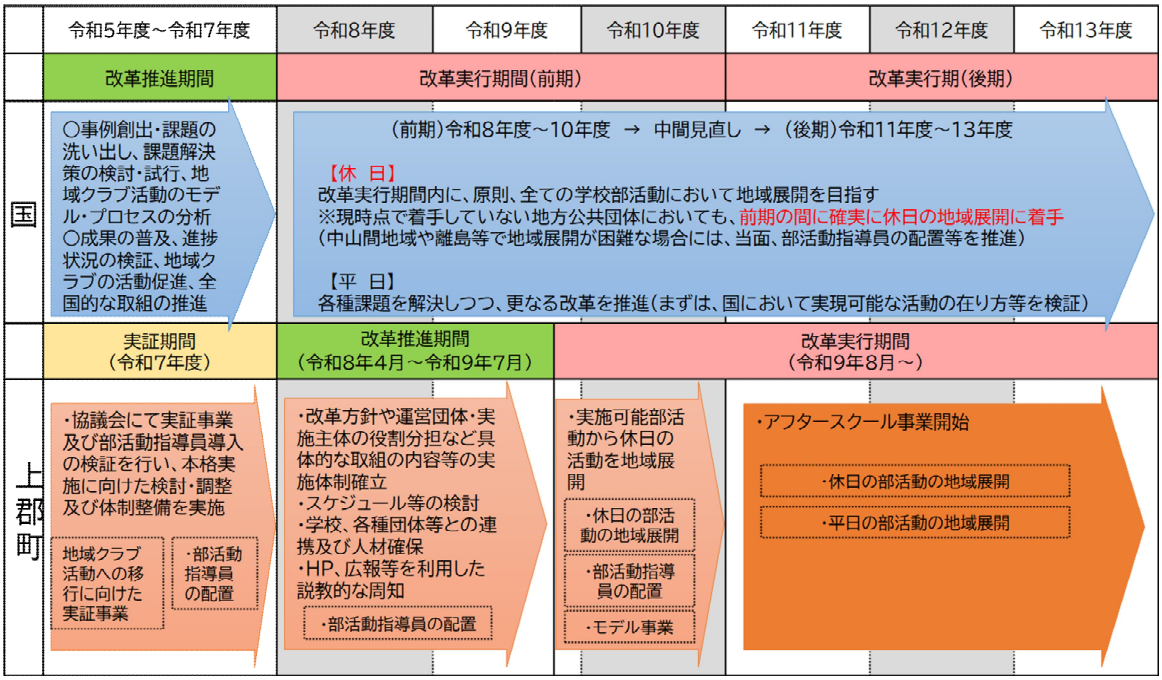


図3　学校部活動のアフタースクールへの地域展開(イメージ)

Ⅳ　学校部活動の地域移行(地域展開)に向けた自治体と学校の役割

1　自治体の役割

新たな地域のスポーツ・文化芸術環境を構築するためには、関係者間の共通理解により、地域の実情に応じて取組を進めます。

そのため、上郡町教育委員会が主体となり、地域における関係機関や関係者からなる協議会を設置し、地域の実情に応じた取組を協議・検討しながら着実な取組を進めます。

また、地域展開を進めるに当たり、生徒や保護者、教職員等への周知と情報提供を行い、理解と協力を得ながら進めます。

2　学校の役割

学校部活動は、現状では学校教育の一環として、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであるとされていることから、学校部活動や地域クラブ活動が生徒にとって望ましい環境となるよう、部活動在り方検討委員会等を設置し、環境づくりを進めます。

また、地域展開を進めるに当たり、地域のスポーツ・文化芸術団体や民間事業者等と連携した取組を進めます。

なお、地域クラブ活動において、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させていくためには、学校と地域クラブの間で生徒の活動状況に関する情報提供等を綿密

に行い、学校を含めた地域全体で子どもの望ましい成長を保障する体制を整備するとともに、兼職兼業により指導に携わることを希望する教職員の知見を活用します。

Ⅴ　学校部活動の地域展開に向けた主な課題と解決に向けた取組

1　実施主体・運営主体

本事業を実施する組織は、継続性・安全性等を考慮し、上郡町教育委員会が定める認定要件に沿った活動を行う団体とします。

実施主体の活動を統括する運営主体については、アフタースクール事務局が担います。なお、各種目の地域クラブ運営に関しては、既存・新設を問わず、円滑な地域展開が可能になるよう支援を検討します。

地域展開を進めるには、体制整備はもちろんのこと、行政、学校、種目団体等の関係団体との連携が重要となります。各部活動の地域展開に伴う合意形成等、種目や地域クラブによって事情が違うことから、まずは取組を進められるところから支援していき、将来的には完全地域展開を目指します。

合意形成や条件整備等については、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動等を楽しむ機会を確保し、子どもたちのことを第一に考えることを基本とします。

2 地域クラブ活動の認定

新たに地域クラブ活動となる団体については、新設又は既存を問わないこととしますが、子どもたちが安全安心に活動できる体制を整えるため、一定の要件を満たすことで登録団体として認定します。学校との連携が図れていることや日常継続的に適切な指導体制が構築されていること、クラブ規約等により適切な運営を行うこと等を要件として設定します。これにより、実施に当たり運営主体や各地域クラブ活動内でのトラブル等を回避し、子どもたちがのびのびとスポーツ・文化芸術活動等に楽しめる環境の整備を目指します。

3 指導者

指導者としての活動を希望する場合は、今後整備する人材バンクへ資格保有の如何を問わず登録します。それをもとに、地域クラブ活動の団体が指導者を募集する場合、上郡町教育委員会がマッチングをします。地域クラブ活動で指導者として従事するかどうかは、実施主体と活動希望者との間で決定します。

指導者の資質・能力の確保及び維持については、事務局が定めた規則を遵守することや指定の研修や講習会等を受講することを条件とします。

教員等については、活動を希望する場合、兼職兼業制度の活用により教員ではなく、地域指導者の一人として活動します。

4 活動場所

活動場所については、原則、学校施設の利用となりますが、状況によっては、社会教育施設も利用します。

5 受益者負担

地域クラブ活動において受益者負担を求める場合には、保護者の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費の設定に努めます。また、保険料については、現在、学校部活動で加入している日本スポーツ振興センターの保険対象外となるため、生徒、指導者とも自己負担（任意保険等への加入）となります。

なお、持続可能な地域クラブ活動運営の観点から、指導者謝金等については、受益者負担も含め検討を進める必要があります。

あわせて、経済的な理由により活動への参加が困難な生徒が生じないよう、受益者負担の減免制度を設けることとします。

おわりに

上郡町では令和6年12月に「上郡町中学校部活動地域移行検討協議会」を設置し、地域でスポーツ・文化芸術を支えている関係団体・保護者・教職員の代表により、上郡町の子どもたちが継続してスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境づくりのために取り組むべき課題等について協議してきました。

ところが、長い歴史の中で培われてきた学校部活動の存在や意義は大きく、前例のない部活動改革の推進には、これまでの私たちの価値観を大きく転換する必要がありました。また、地域展開を進めるための体制整備、指導者や活動団体の確保と質の向上、学校との連携方法、活動場所の確保、保護者負担の軽減など、多岐にわたる課題を認識し、その解決に向けて、大人が一丸となって取り組まなければならないとの決意を新たにしました。

この間、「地域移行」という名称は、その理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表すため「地域展開」と変更されました。新たな「地域クラブ活動」は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環と捉えることができ、スポーツや文化芸術活動等を通じた子どもの健やかな成長は、学校の教育だけで行われるものではありません。「地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てる」という観点から、学校と地域・保護者が連携・協力し、それぞれの役割を果たしていくことが重要となります。

また、学校部活動からの円滑な地域展開を目指して取り組まれた全国の事例が、数多く集まりつつあります。これらの知見を参考にしつつ、上郡町の子どもたちの現状に合わせた地域展開に向け、取組をブラッシュアップさせていくために、さらなる関係者の理解が必要です。

本計画は、教職員、生徒、保護者及び地域の理解の下、全ての学校部活動がスムーズな地域展開に取り組んでいけるようにすることを目的に策定したものです。学校部活動の抱える課題解決と、子どもたちを含めた地域住民全体が、スポーツ・文化芸術活動等に継続して親しむ環境づくりに取り組みながら、地域づくり・地域振興へと発展させていくことを目指します。